

「むかわ町まちづくり基本条例」の考え方について
～「地域主権型社会」に対応する「町民参加と協働のまちづくり」～

「地域主権型社会」→ 地域のことは地域に住む住民自らの責任で物事を決めていくこと。

■まちづくり基本条例について

1 まちづくり基本条例制定の背景

1) 地方自治体を取り巻く環境

- ・地方分権の推進
→国、地方の役割分担の見直しによる自治体の役割の拡大、主体的な自治体運営
- ・地域主権型社会への対応
→地方自治法の補完～「参加」「協働」「情報共有」の事項は規定なし
- ・住民ニーズの多様化と厳しい財政状況
- ・社会経済情勢は今なお不安定な状況
- ・公共サービスにおける行政主導型に対する住民の不満

2) 本町の状況と展望

【特徴的な状況】

- ・課題として、住民と行政の協働（民意をどのようにくみとるか）
- ・長期的視点では、確実性が不透明な財政状況
- ・少子高齢化、予想を上回る人口減少による地域コミュニティの維持存続の不安
- ・町職員の減少等による行政サービスの低下への懸念（公共サービスのあり方）

↓ ※具体的な施策の方向性を示すもの 《未来につなげる設計図》

むかわ町まちづくり計画を策定〔平成24年3月議決〕

（まちの目指す姿とそれを実現する施策を体系化したもの）《未来につなげる設計図》

↓ ※今後のまちづくりを進める上での**仕組み**の整備
・まちに潜在する力と協働の力を重ねた「むかわ力」の結集。

【活力ある地域社会を形成するためには】

まちづくりの主役が「町民」であることを再認識し、積極的にまちづくりに参加するための権利や責務、議会や町の役割・責務等、協働のまちづくりを進めるためのルール明確化が必要。

↓
将来にわたり「このまちに住んでよかった」と思えるまちづくりを進めるための基本的なルールが必要。

- ※ 町政運営の基本的な事項を定めることが必要。
- ※ 協働の具現化

↓
〔仮称〕むかわ町まちづくり基本条例の制定

2 まちづくり基本条例とは？（条例の性格）

「まちづくり条例」は、他の自治体では「自治基本条例」とも呼ばれていますが、考え方は同じものです。

→ まちづくりの理念や行政運営の基本原則を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、町民と行政などがどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにした条例です。

※ 町民憲章との違い→町民憲章は、理念を明文化したものですが、基本条例は理念だけではなく、原則や権利、責務等を規定しています。

3 条例の類型

類 型	特 徴	代 表 例
◎ 総合条例型	理念、制度、各主体の責務などをバランスよく盛り込んだ総合条例。理念だけではなく、具体的制度も盛り込んでいる。	ニセコ町まちづくり基本条例 八雲町自治基本条例
理念条例型	将来のビジョンやまちづくりの理念に力点を置いた条例	猿払村まちづくり理念条例
行政条例型	行政組織のあり方やまちづくりにおける住民と行政との関係について規定した条例	北海道行政基本条例
住民参加条例型	住民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例	芽室町まちづくり参加条例
議会基本条例型	議会のあり方や運営方針など、議会に特化した条例	栗山町議会基本条例

◆ 自治基本条例を制定する自治体は、年々増加しており、条例内容も自治体により様々です。条例の類型については、全国の統一の解釈基準はありませんが、概ね上記の類型に整理されています。

★ むかわ町については、「総合条例型」の制定を目指します。

4 まちづくり基本条例制定の目的

むかわ町の目指すまちづくりの基本理念と町民・議会・町（行政）のそれぞれの「役割」や「責務」を明らかにして、自立した（地方分権社会に即応した）自治体にふさわしい協働による町民主体のまちづくりの実現を図ることを目的として制定します。

5 まちづくり基本条例を構成する主な事項 ※まちづくり委員会からの答申書参照

1) 規定する主な内容

●前文、基本理念、基本原則 → まちの目指す姿、まちづくりの基本理念、基本原則

●制度と原則（仕組み）

◇情報共有 ◇町民参加と協働 ◇住民投票 ◇交流・連携

●制度の担い手（役割と責務）

◇町民 ◇コミュニティ ◇議会 ◇行政 ◇行財政運営

●条例を維持発展させる制度

◇条例の見直し ◇最高規範 ◇委任

※ この条例では、まちづくりの理念・原則を共有するために、町民・議会・行政の三者を「わたしたち」という用語で表現します。

※ この条例で規定する「町民」は、むかわ町に住所を有する人だけではなく、町内の事業所で働く人や町内の学校に通学する人、むかわ町に関わりのある人を広く定義しています。〔条例第2条第1号〕

2) 基本原則について（基本理念を実現するための共通の基本的な3つの原則）

①町民主体の原則

→まちづくりの主体は町民であることを明確化。

～議会・行政は町民から信託されたもの。

②情報共有の原則

→町民・行政等が互いに情報を提供し、共有することを明確化。

③町民参加と協働の原則

→町民の主体的な参加と町民と行政等がお互いを理解し、それぞれの役割と責任において協働してまちづくりを行うことを明文化。

3) 情報共有について 【条例第5条・第6条関係】

協働によるまちづくりを進めるためには、町民と行政が共通の認識のもとで各種施策を展開していく必要があります。

そのためには、町民が自ら考え、判断し、行動するために、正しい情報は欠くことはできません。町民がまちづくりに参加する意欲や興味を持ち、実際に参加するためには、議会や行政が持っているまちづくりに関する情報を提供する必要があります。また、逆に町民が持っているまちづくりに関する情報を提供してもらうことにより、町民、議会、行政の間で、情報の共有が図られるとともに、行政が気づかなかった新しいまちづくりに対する考え方や取り組みが期待されます。

4) 町民参加が必要な主な事項 【条例第12条関係】

①まちづくり計画、各分野における町民に関わりが深い中長期的な計画の策定や見直しをする場合

→高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等

②町政や政策の基本方針を定める条例の制定や見直しをする場合

③使用料・手数料の見直しなど、町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定や見直しする場合

④その他、町民に大きな影響を及ぼすことが予想される問題の意志決定をする場合など

5) 町民参加の方法 【条例第13条関係】

①附属機関など審議会等への参加（公募）

②町民意見の公募

③意見交換会への参加

④町民アンケート調査への参加

⑤その他適切な方法（出前講座等）

6) 役割と責務（主な制度の担い手） 【条例 第5章～第9章】

○町 民 → むかわ町のまちづくりの主体

まちづくりに参加する権利を有している一方で、自らの発言と行動への責任がある。

○議会・議員→ 町民から信託された町民の代表機関。

（まちづくりを点検し、重要事項を決定。）

○町 長 → 議会と並び町民から信託されたむかわ町を代表する機関であるとともに、行政を統括・代表する機関。

○行政職員 → 町長の補助機関として、まちづくりの推進を担う役割を有する。

※ 「信託」→ 議会も町長も選挙という方法により、住民から信託を受けて選ばれている機関です。この条例では、住民以外も含めて広く「町民」と定義していますが、住民以外の方は、4年に1度の選挙で信託することはできません。しかし、日常の中で、議会や行政に対して、まちづくりに対する意見を述べたり、活動を行っており、これも一つの信託と考えられます。そのため、町民が信託した機関としています。

7) 条例の位置づけ・見直し規定

- 自治体運営の基本的な考え方や仕組みを定めたもので、この条例に基づき個別の条例にその効力が反映されていくことから、各条例の上位に位置するものとなります。
 - ※ 既存の他の条例で、この条例により整合性を図らなければならない状況が出た場合は、必要な措置を講じます。(法律により規定されていることは、当然法が優先されます。～地方自治法に規定されている事項など)
- この条例は「町民誰もが参加する協働のまちづくり」を実現するための道具であり、運用を積み重ねながら、改良や見直しをしてより使いやすいものに変えていく必要があります。
 - 「育てていく条例」 ※条例は、4年を超えない期間ごとに検討する。

6 条例制定による変化と影響など

1) 条例化による自治体運営の基本的事項の明確化

これまでも各審議会等の委員公募、計画案に対する意見聴取、施設等の活用に対する町民との共同検討など、町民参加を推進しており、各種団体との協働による事業の実施など、協働のまちづくりに取り組んでいます。

これらの取り組みを土台に自治運営に関する基本事項を条例という形で整備するものです。

→条例化により、その時々の方考え方に左右されることなく、安定して続けられるものとなります。

2) 行政運営の仕組みの変化

①情報共有と町民参加関係

- ・町民の意見の取扱い→町政への反映、対応経過の記録化 [条例第 10 条]
- ・町民参加による意見等→検討と政策への反映、検討結果の公表 [条例第 14 条]
- ・審議会等委員の選任→委員構成の配慮、委員の公募 [条例第 15 条]
- ・協働の推進→町民の自主性・自立性の尊重、必要な支援と制度整備 [第 16 条第 2 項]

②コミュニティ関係

- ・コミュニティ活動の推進→自主性・自立性の尊重、必要な支援 [条例第 25 条]

③行政関係【第 8 章及び第 9 章】

- ・行政職員の責務 [条例第 36 条]
 - 条例の遵守、町民目線での職務の遂行、政策形成能力の向上
- ・行財政運営の原則 [第 9 章 第 37 条～第 42 条]
 - まちづくり計画の位置づけと運用方針、財政運営、行政評価、危機管理等

④条例の見直し

- ・条例施行後、4年を超えない期間ごとに検討する。[条例第 46 条第 1 項]

3) 条例の運用について

この条例により、「この条例で何がかわるのか」ということではなく、この条例を使って「何を換えよう」という積極的に運用する視点を持ってまちづくりに取り組んでいくことが大切になります。

先進地の運用例としては、次のようなことがあげられます。

- ・職員提案制度の再整備 (職員の政策形成能力の向上)
- ・参加手続の情報提供 (町民参加の情報をわかりやすく提供)
- ・協働事業提案制度 (町民からの提案による協働事業の推進)
- ・学生や町民による政策提言制度の整備 (特に若い世代の参加促進の検討) など